

相談



犯罪の被害を受けた町民 に対する相談窓口

町では、強盗致傷や傷害、性犯罪等による犯罪被害者やそのご遺族を支援し、日常生活を円滑に営むことができるよう、相談窓口を設置しています。

犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題に関するご相談は、プライバシーに十分な配慮を要するため、必ず事前にご連絡をいただいたうえで、お越しくださいますようお願いいたします。お一人で悩みを抱え込まずに、遠慮なくご相談ください。

問産業課 暮らし環境係
☎(84) 2582(直通)



消費生活相談

町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、事前の予約は必要ありません。

五霞町の相談窓口

●日時 5/22(金)9:00~16:30
(12:00~13:00を除く)

●場所 役場1階小会議室

境町の相談窓口

●日時 毎週火・水曜日9:00~
16:30(祝日、年末年始、12:00~
13:00を除く)

●場所 境町社会福祉協議会

問産業課 暮らし環境係
☎(84) 2582(直通)



軽自動車税の納付と減免 の申請

軽自動車税は、毎年4/1現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限6/1(月)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。心身に障がいのある方が所有する軽自動車または心身に障がいのある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する方は、6/1(月)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

●減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証、納税通知書、納税義務者の個人番号カードまたは通知カード、納税義務者の身元確認書類

※減免申請書は町民税務課③番窓口にあります。

問町民税務課 課税係
☎(84) 1966(直通)



軽自動車の納税証明書 (車検用)送付を廃止

軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)の導入に伴い、軽自動車については、継続検査(車検)窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。これまで、口座振替等で納付された方には、納税証明書を送付していましたが、軽JNK S開始に伴い、令和6年度から納税証明書の送付を廃止しています。みなさんのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

問町民税務課 課税係
☎(84) 1966(直通)



マイナ保険証で「マル福」 が利用できます

マイナ保険証の利用登録をしている方は、医療機関や薬局の窓口で「マル福受給者証」の情報が確認できるようになりました。

●対象 五霞町発行の医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方

●注意 利用できるのは茨城県内の対応医療機関のみです。受給者証情報が確認できない場合に備え、必ず紙の受給者証も持参してください。

対応医療機関はデジタル庁ホームページをご確認ください。

問町民税務課 保険係
☎(84) 1965(直通)



小型特殊自動車の登録

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などや、小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどには、軽自動車税が課税されます。

これらの車両を所有している人は、軽自動車税の申告をしてナンバープレートを受け取ってください。

軽自動車税は、所有に基づいて課税されますので公道走行の可否とは関係ありません。

●登録に必要なもの

販売証明書(車台番号・メーカー名・排気量の記載があるもの)

※譲り受けた車両など販売証明書がない場合はお問い合わせください。

問町民税務課 課税係
☎(84) 1966(直通)